

## 第 235 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 2 年 8 月 7 日（金）13 時 30 分から

2 場 所 長野合同庁舎南庁舎 601 号会議室

3 出席者

内水面漁場管理委員 8 名

漁業者代表：藤森 貫治、富岡 道雄、古谷 秀夫

採捕者代表：小澤 哲

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、高田 啓介

事務局：鈴木書記長他 3 名

4 会議事項

- (1) 遊漁規則の変更について
- (2) 長野県漁業調整規則の改正について
- (3) 野尻湖における逸出魚の監視について
- (4) その他

会長挨拶 議事に入る

平林会長 議事に入る前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。議事録署名人を古谷委員、桐生委員にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。本日最初の議事は知事から諮問のあった遊漁規則の変更についてです。南佐久南部漁協、北安中部漁協、諏訪湖漁協、波田漁協、北信漁協の 5 つの漁協から遊漁規則の変更認可申請書が提出されておりますので、一括して事務局から説明し、漁協毎にご質問、ご意見をいただきたいと考えます。では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1（1 ページ）及び資料 2（1～18 ページ）により説明

平林会長 それでは、ただ今の説明について、漁協毎に質問、ご意見をいただきたいと考えます。まず、南佐久南部漁協の中学生以下の遊漁料の無料化及び事務所の住所変更について、何か、ご意見、ご質問はありますか。

小澤委員 確認しますが、申請書には認可日から施行となっております。現在、解禁期間中であり、変更が認められた時にはその変更されたことを遊漁者にはどのような方法をもって周知するかということについて伺いたいと思います。なお、南佐久南部漁協の遊漁規則の変更に限らず、今回申請のあった漁協全てに共通することでもあります。

事務局 ただ今ご質問がありました個々の漁協がどのように周知を図るかについては、事務局で把握していませんが、波田漁協や北信漁協については、認可を受けた日から相応の期間をあげた上で施行となっているので、次年度解禁するまでに周知を行うと考えます。

平林会長 そうすると、その他の南佐久南部漁協等については周知期間がないということになりますが。

事務局 周知期間が短くはなりますが、遊漁料が増額になるのではなく、無料にするものである  
ので遊漁者に不都合は少ないと考えます。

平林会長 波田漁協や北信漁協はそれぞれ1月1日と3月1日とある特定の日からになっていま  
すが、その日にする根拠は必要ないと思います。その他の漁協については、認可の日であ  
ることに特段の理由がないと思いますので、一定期間周知して、十分認知してもらった上  
で施行するのが良いと考えます。

小澤委員 今、会長のおっしゃったとおりと考えます。通常ですと解禁日を含む漁協の事業年度  
の当初から変更というのが一般的ではないかと思いますが、500円の遊漁料を無料にす  
ることで釣り人口を増やしたい意図はわかるので、期中からということであれば、やは  
り告知をどのような方法をもって図るかは必要なことではないかと思えます。

平林会長 事務局から何かありますか。

事務局 ご指摘の部分ですが、規則の変更については一定期間をもって、遊漁者の皆様への周知  
を十分に、制度を切り替えるのが本来のあり方と考えます。各漁協には、遊漁期間中  
の変更ですので、現行の規則で運用していただいて、新しい漁期から認められていた  
た変更を運用とするよう、事務局からお伝えしたいと考えます。その間に一定の周知期間  
を取りながら、漁協の方でしっかり周知をする対応を取ってもらうことでいかがでしょ  
うか。

平林会長 そうなると、資料1の施行日はどのようになりますか。

事務局 施行日については各漁協に次の漁期から等、周知期間をどの程度とるかを踏まえて設定  
してもらうようにしたいと考えます。

平林会長 事務局からの提案を踏まえて、具体的な日付は現段階では設定できないので、十分な  
周知期間をとってもらうという約束の上で、認めることでいかがでしょうか。

各委員 結構です。

平林会長 ありがとうございます。その他、南佐久南部漁協の遊漁規則の変更について、ご意見、  
ご質問ありますか。無いようですので、次の北安中部漁協の規則の変更について、ご意  
見、ご質問ありますか。

桐生委員 全体の漁協にも関わることですが、身体障がい者について、無料化は良いことと考え  
ますが、精神障がい者も手帳を持っており、そういう方たちが釣りをする場合、規則で  
の扱いはどうなるのでしょうか。

平林会長 事務局から回答をお願いします。

事務局 ご指摘の精神障がい者の扱いについては、漁協に確認をさせていただきます。精神障がい者を身体障がい者に含めて適用範囲を広げるのか、身体障がい者のみにとどめるのか等、漁協の意向を踏まえた上で考えたいと思います。

小澤委員 身体障がい者に関係することですが、障がい者ですので、釣りの際には補助をする健常者の方がいると思います。昨年、ある漁協さんで子供たちに釣りを指導する際、当然インストラクターとして竿をもって補助するのですが、この場合にインストラクターも遊漁券を購入しなければならないと厳しく叱責されたことがあります。同様に、身体障がい者が釣りをする場合、補助者が必要であるならば、補助者に遊漁券を購入してくださいというのが本当に正しいのでしょうか。補助者についても遊漁料半額や無料などの対応ができないのかを要望として、漁協さんをお願いしたいと考えています。

桐生委員 言い忘れていましたが、例えば、私の住んでいる高遠では桜まつりというものがありますが、公園の入園料は障がい者手帳を持っている本人が無料となり、介助をする方も無料になります。こういった事例を踏まえて検討していただきたいと思います。

平林会長 このご意見について、事務局からコメントをお願いします。

事務局 精神障がい者の扱いと介助者の遊漁料については、当該漁協に伝えさせていただいて漁協で検討いただくということとしたいと思います。

平林会長 今回の委員会では、どのような結論として決めておくのが良いのでしょうか。身体障がい者については無料ということで異論ないので良いと思いますが、附帯意見として出てきた精神障がい者と介助者の方を無料にできないかということについては漁協に伝えるということでよいのでしょうか。

事務局 身体障がい者については今回ご審議いただいて、新しく出てきました精神障がい者と介助者の部分については漁協に伝えさせていただき、変更が必要であるということになりましたら、今後の委員会の中で改正案をご審議いただくという形でお願いできればと思います。

平林会長 ただ今の事務局の説明について、もし、漁協で必要があれば、精神障がい者と介助者の遊漁料を次の委員会で審議するということですが。そこをご理解いただければ。

小澤委員 随時そういうお願いとしたいと思いますが。そうしますと、規則の条文そのものについても、身体障がい者及び、と言いますか、介助者を含むなどという文言も入らないといけないのかなと思いますので、その時に含めていただきたいと思います。身体障がい者に対して無料という取り扱いは県内の他の漁協さんでも行われていると思います。たまたま今回、この漁協さんから遊漁者の取り扱いということで変更申請が来ましたが、県下全域の漁協について、障がい者に対する、先ほど話のあった精神障がい者を含めた取り扱いについてですが、県への要望・要請、指導と言えよいのでしょうか、共通認

識のようなものとして、規則の変更も含めてお願いできればと思います。

平林会長 それでは、申請のとおり、小学生以下及び身体障がい者については無料ということで諮ります。ですが、まず、県として他の漁協でどのような対応をしているかという実態を把握してもらうことが大事かと思います。介助者の方について無料となっているか、精神障がい者の方も同じような対応となっているかどうかをそれぞれの漁協に聞いていただき、まず、実態を把握していただくこと。その上で小澤委員のお話のようにばらつきがあるとか、対応が違うようであれば、委員会内で議論してお願いする。という形をとりたいと思いますが、よろしいですか。

小澤委員 はい、お願いします。

藤森委員 ちょっとよろしいでしょうか。身体障がい者等の扱いについては、漁協毎に違うと思います。例えば、ある漁協では半額である場合もあります。そうすると、ばらばらになってきますので、あくまでも漁協がどこまで含めるかを確認した上でないとはっきりわかりませんし、漁協として身体障がい者を無料にしようと考えて申請があったものについて、不可とする必要はなく、許可すればよいと思います。各漁協の事情はあるので、それはそれとして、各漁協の事情を聞くという風にしたらどうかと思います。一律で変えるというのはできないと思います。今回申請があったものについては、申請どおりで結構と思います。もし、介助者の扱いについてどうするかというのは、必要であれば確認するのは良いと思いますが、無料にきなさいと指示することまではどうでしょうか。

平林会長 先ほど私申し上げたのはまず、どのような状況になっているかお調べいただきたいということです。それについて、どうするかは今後この委員会で話し合っただけであればよいと考えます。一律に同じように扱うように委員会で決めるという話ではなく、こういう時代でもあるので、身体障がい者や精神障がい者の方々についても、県内の漁協でどのような対応を取っているのか、実態をまず把握していただければいいと思います。それぞれのご事情があることはよくわかりますので、だからと言って「こうして下さい。」というわけではなく、せっかくこういう意見が出てきた中で、お願いできる漁協については、できればそういう形でお願いできればいいと話ですので、ご理解いただければと思います。私の発言の趣旨はそういうことです。よろしいでしょうか。ほかに何かありますか。

事務局 会長に決めていただきましたとおり、漁協それぞれに考え方があってと思います。身体障がい者の区分について、例えば介助者まで含むか否か、精神障がい者まで含むか否かをきちんと確認し、意図として介助者まで含むのであれば、それを明確に示すように今後記載を直していくべきなのかどうなのか、あくまで漁協さんの意向を確認した上で、これだけしか書いていないということで今ご議論いただいたように混乱を生じますので、混乱の無いようにする方向で意見聴取りをさせていただいて進めさせていただくということでよろしくをお願いします。

平林会長 ありがとうございます。他に無いようですので、次の諏訪湖漁協についてご意見をお願いします。

高田委員 説明いただいた中で、すんなり理解できなかった部分があります。資料2の8ページに3つの理由がありますが、1つ目はなまずが行使規則に規定されていなくて、漁業者が行使できない漁法だということであり、四ツ手網・大四ツ手網でなまずを漁業者でもとってはいけないように理解しました。2つ目にはこい、ふな、なまずは大四ツ手網とあって、遊漁規則による許可を得て実施しているとあります。矛盾しているように説明されているときから感じていたし、資料を改めて読んでも矛盾しているように思っています。どう理解したらよいのでしょうか。多分矛盾はしていないのだらうと思うのですが。

平林会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 説明がわかりにくくて申し訳ありません。まず、なまずについてですが、当該漁協の行使規則においては大四ツ手網以外の漁法、今手元に行使規則がないので正確には申し上げられませんが、例えば投網などでなまずを取ることは可能です。組合員が行使規則に基づいて、なまずを取る際に大四ツ手網、小四ツ手網は使えないということです。ただし、大四ツ手網については漁協からの許可があれば使えることになっています。

高田委員 漁協が許可すると大四ツ手網でなまずは採れるということですが、じゃあ、1つ目の理由の行使できない、どこが行使してはいけないのでしょうか、この漁法による、採っていい魚の中になまずが入っていないためと私は捉えましたが、2つ目の理由は同じ大四ツ手網で漁協が許可すれば採れるというのはどういう状態と理解すればよいのでしょうか。

事務局 組合員でも四ツ手網でなまずを採ることは行使規則に規定されていないのでできません。ただ、大四ツ手網は組合の許可をとれば、使うこと自体はできます。遊漁規則に大四ツ手網と書いてありますが、基本的に許可を得た組合員、便宜上特別な組合員と言いますが、特別な組合員以外の一般の組合員や遊漁者は使えません。許可をいただいた一部の組合員しか使えない漁法となっていますが、現行の遊漁規則では遊漁者も使えることとなっていますので、その部分で矛盾しているので行使規則に合わせて修正したいということです。

高田委員 我々はよく調査をする時に、特別採捕許可により漁具の適用除外、調査のためにその漁具を使って魚を採ってはならないという部分の除外を申請します。それと同じような形で漁協が河川占有許可とか、そのような色々な許可を取って、大四ツ手網を仕掛けている。それを使うに当たって、それは普通、遊漁者は漁協に使わせてくださいということとはできない、ただども漁協としては、組合員は漁に使っても構わない。つまり、漁協がなまずも含め、大四ツ手網で採捕することの許可を持っていて、それを組合員に使ってもよいですよと、そういう形なんでしょうか。我々で言うと、調査をする際に許可を取る時、例えば、調査従事者として何人も名前を入れて申請しますが、それが漁業者、一般の組合員という形で理解してよいのでしょうか。

藤森委員 私は諏訪湖漁協にいましたので説明しますが、まず、なまずは漁業権対象魚種となっていますので、組合員は採ることができます。それについては、今は大四ツ手網、小四

ツ手網いずれでも採ってもいいわけですよ、組合員は。遊漁者については、大四ツ手網と小四ツ手網がありますが、小四ツ手網は遊漁者としての登録がなされれば使ってよいとなっていると思います。大四ツ手網については同時に漁協でもって使いたいという遊漁者がいた場合、許可が出ますので、許可しますというのはできます。大四ツ手網と小四ツ手網の違いは特にはないのですが、一つは大四ツ手網ができる場所が一応、県の管理地域なので、県へ申請しないと行けないんですね。漁協の組合員については、漁協で手続きを取りますが、遊漁者については、大四ツ手網を使いたいとの申請があった場合は、そちらの方の手続きも漁協が遊漁者のために代わりに行ってあげます。地域振興局か、建設事務所かわかりませんが、どちらかに取ってあげます。そういう形でもって、大四ツ手網を遊漁者にもやらせてはいたが、今回の変更を見ると遊漁者には大四ツ手網をさせないということですよ、そういう趣旨なんですよ。例えば、高田委員が諏訪湖漁協に調査のために大四ツ手網の使用を申請した場合、遊漁者にもさせていないので、許可にならない可能性もある。ということですけども、その辺りが良くわからない。

平林会長 事務局から整理して説明してください。

事務局 なまずを先に見ているためわかりにくくなっていると思います。表の下側にある漁法のところに今は大四ツ手網がありますが、まずはこの漁法から大四ツ手網を削除します。その理由とすれば、一般の組合員すらできていないことが現在、遊漁者はできることになっているので、漁法として大四ツ手網を削除する。それから、上の漁具・漁法の制限の部分を見ていただくと大四ツ手網がここから削除されることによって、なまずは結局、大四ツ手網で採れないことになるので、下の投網・竿釣の欄の方へなまずが移動するという事です。上にある欄から順に説明したため、わかりにくくなってしまいましたが、要はなまず漁法を削除する、そのためなまずが下の欄に移動するとご覧いただくとよいと思います。

高田委員 どういうことかというのはわかりました。大四ツ手網を通常の遊漁者は使うことができなくなるという趣旨であるということがわかりました。なぜこのような質問をしたのかというと、矛盾していると言ったのは最初のとっかかりなんですけれども、私は信州の淡水魚の漁獲と申しますか、そういうものを見ていると、漁獲量ではなくて楽しみとして、あるいは漁業として見ていて、諏訪湖の上川に何統か大四ツ手網が設置されていて、今もあるかわかりませんが、私は三十数年前に信州に転居してきましたが、諏訪湖周辺の大四ツ手網、それから千曲川の友釣りの竿の列、これは信州に来てものすごく印象深いものがありました。他の地域から来た人間にとって、首都圏とか中京圏からは来た人はそれを見たら、わあと思うに違いないですよ。そういうものを制限するのは、残念で残念で仕方ないですよ。ある意味、観光資源、パッと見てわかる信州の風景、そういうものに相当すると私は思っていました。私はこちらに来て、上川にふなをもらいに行った時、それを見て感動したのを覚えているんです。この場で言うことではないかもしれませんが、もし可能であるなら、漁協に頑張ってもらって、大四ツ手網を設置するのは大変かも知れませんが、一種の観光資源だと思うので、そういった点を考慮してもらえればと思います。

平林会長 そのようなご意見でしたが、他に何かありますでしょうか。特にご意見、ご質問が無

いようですので、次の波田漁協の遊漁料の額の変更については、いかがでしょうか。金額については範囲内に収まっているようですが、無いようであれば、次の北信漁協についてはいかがでしょうか。

桐生委員 変更理由書について、自主放流という言葉がありますが、義務放流とは違うものを漁協が行っているということでしょうか。

事務局 ご質問の自主放流という言葉についてですが、まず、ご存じのとおり漁協には増殖指示量があります。これは最低限放流すべき量ですが、漁協が独自にそれを超えて放流することはあります。その超えた分のことを漁協では自主放流と呼んでいるとのこととです。

平林会長 他に何かございますでしょうか。よろしいですか。特に無いようですが、全体を通して、もう一度ご意見、ご質問等、何かありますでしょうか。無ければ、この5漁協の遊漁規則変更の申請について、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨答申してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

平林会長 では、その旨、答申したいと思います。ありがとうございました。  
それでは次の議事の2、知事から諮問のあった「長野県漁業調整規則の改正について」ということで事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1（2～6ページ）及び資料2（19～42ページ）により説明

平林会長 事務局から説明がありましたが、改正内容のボリュームが多いため、どう議論するかという部分はあります。今の説明では事務的に変えていかなければならない部分であるとか、あるいは法律である程度規定されているため、規則から外してもよいというような部分については、この委員会で議論する必要はないと考えます。それらの部分は事務局で対応いただいているので、ここでは特に問題ないと思います。したがって、今の説明から資料1の（4）その他にある3点あたりが議論のポイントだと思います。緯度経度を入れるか入れないかということや、緯度経度並記でもよいのでは等、いろいろなことがあると思います。恐らくこのあたりが議論する部分かと思いますが、まず、委員の方々の中で、全体を通して結構ですので、何か質問や意見があれば出していただきたいと思います。5分間の休憩後、事務局からまとめて回答いただく形でいかがでしょうか。

桐生委員 前から思っていました、採捕の許可をする漁法にやす、禁止漁法にはもりや潜水して行なう漁法が入っています。やすともりは、水中銃とかは違いますが、実際には同じものだと思うのですが、国の見解はどうなっているのでしょうか。

高田委員 今回の漁業調整規則の改正で、これまで遊漁者とか、川とか湖でやって、それはいけないよと言われたことのほとんどが調整規則の違反ということですよ。それが対象になるのは法律があるから、例えば特定外来生物法など。しかも今度、罰則がついてきたということは、今回の改正でこれまで遊漁者が何気なく、知らずに行ってきたことでも、

場合によっては法律で罰せられることがあり得る、例えば禁漁区であるのにそれを知らなくて、調べるのが当たり前とは思いますが、それを怠っていたということを咎められる。これまで調整規則に違反したらどのような罰則があったのか私は知りませんが、法的にそういう違反を咎められる状態になるという理解でよいのでしょうか。それに伴って、先ほど会長がおっしゃったようにこれまでを踏襲して、禁止区域が農業用水路の何とかと表記しても、その場所に名前があるなら別ですが、わからない人がいる。であれば、緯度経度を並記するというのを、特に罰則がつくのであれば、その努力をこちらでしなければならぬのではないかという意見です。

小澤委員 資料2の23、24ページのところの第5条、許可をしない場合のところですが、(1)に労働に関する法令を遵守せずというのがあるのですけれども、漁業関係の法令の中で労働に関する法令を厳守するというところまでを、この許可しないというところの権限として持っているべきものかどうかということが疑問です。次に(2)以下の暴力団云々の条例のところもそうですが、意味はなんとなく分かるのですけれども、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者についても、こういったことを認可しないにあたっての、なんでしょう、何をもってそういう捜査をするのかとか、そういう法令というかが、暴力団員の認定に関する、そこまでを、この認可するかしないのかの条件に付しているのかということについては甚だ、越権という言い方が適当かわかりませんが、ちょっとやりすぎではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

平林会長 今、いくつかご意見、ご質問が出ましたが、事務局で答えの準備をさせていただきます。これから5分間程休憩していただき、それから再開したいと思います。

(5分間休憩)

平林会長 それでは再開させていただきたいと思います。先ほどいくつかご意見、ご質問が出ましたが、まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 桐生委員からご質問のありましたやすともりについてですが、少し離れた場所にいる魚に、例えば投げて突き刺すものをもり、柄をもって突き刺すものをやすとされています。このような基準をもって区別されております。

桐生委員 それはわかっています。結果として、魚を採るのは同じだと思います。今という話ではないのですが、この先資源も少なくなることで、やすも禁止にした方が良いのではと私は考えています。

平林会長 そのようなご意見です。次の高田委員のご意見についてお願いします。

事務局 高田委員からご質問のあった罰則についてですが、規則の中で定めている罰則は法律の中の定めることができるという規定に基づいています。それを踏まえ、今回、現行規則と改正規則において、新しく増えた部分と削除した部分がありますが、罰則については基本的に両者ではほとんど変わっていません。

平林会長 高田委員、よろしいでしょうか。では、次をお願いします。

事務局 続いて、緯度経度の表記についてですが、資料2の34ページをご覧ください。第27条の禁止区域として記載がありますが、現行規則では構築物を指定し、その上下流側について、危険が伴うということで、そのエリアを禁止しますというような表記とさせていただいています。今回、国で緯度経度を用いて表記するとありますが、緯度経度にしめすと、客観的に、パッと見て、その場所がどこなのかということが地図上に落とさないと見えてこないと思います。県としては、基本的には現行の表記をそのまま変更しない方が解りやすいのではないかと整理をさせていただいたところです。これからの時代、緯度経度があった方がよいのではないかとこののであれば、ご意見として検討させていただきたいと思います。

高田委員 緯度経度だけにしようというつもりではなく、目印になる構築物があった方が良く考えています。全ての箇所ではないですが、例えば、何々川の砂防堰堤から上下流というような書き方ですと、たった一つしか砂防堰堤がないなら良いですが、そうとは考えにくいと思います。また、昨今の釣り人は大抵の場合、GPS付きの携帯電話を持っています。そうすると場所はすぐわかります。そのような形をとれば、一番いいのかなと思います。国は確かに海を考えて緯度経度の表記をすることを勧めていると思います、漁船は全部GPSを持っていますから。ですが、遊漁者もGPSを持っています。わかりやすく構築物を示すのは非常に大切なことと思いますが、緯度経度と併用するのがいいと思います。

事務局 緯度経度については構築物と併せて記載するという意見として、事務局で検討させていただくということで整理させていただきます。

平林会長 並記したほうがわかりやすいのではないかとこの意見として、ご検討いただくということでお願いします。次に小澤委員の意見について説明をお願いします。

事務局 暴力団、労働に関する法令の件ですが、改正された漁業法で適格性を有しない等と規定されています。特に暴力団関係については近年、厳しくなっている部分もありますので、このような部分は国に倣った表記とさせていただいています。県独自の表記ではなく、国が定める調整規則例から引用しているということです。小澤委員のおっしゃる通り、例えば、暴力団員でなくなって何年か経過したというようなところは、何を以て判断するのかというのはなかなか難しい部分があります。そういった判断の仕方等は水産庁にも確認させていただきたいと思います。

小澤委員 漁業法に謳われているとか、国に倣ったというのは、それはそれとして、実際の運用面において、運用できないことを条文化しても仕方ないのではないかとこのことです。そのようなことが多いため、申し上げたということです。特に暴力団等については、資料にも書いてあるとおりにありますが、労働に関する法令を遵守しない者をどうやって拾い上げるのかというのは、私は全く想像できないことですので、併せて国に確認していただければと思います。

平林会長 休憩前にいただいたご意見、ご質問に回答がありました。その他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。無ければ、決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

桐生委員 小澤委員から話があった禁止区域についてですが、大体、本流と主な支流の堰堤です。沢、小さい沢とかの堰堤は対象になっていないんです。ですから、この地図に禁止区域があるんですけれども、こういうのがあれば、どこかで元にしてもらってもよいですけど。禁止されているのは本流だけなんです、あと主な支流。砂防堰堤は沢にもいっぱいありますが、そこは対象となっていません。

平林会長 ありがとうございます。他に何かありますか。

事務局 一つご説明し忘れたことがあります。失礼しました。今回お示した規則案については、まだ、水産庁と県情報公開・法務課と協議を進めているところです。内容については、両者ともにこれ以上変わる見込みはないとお話していますが、文言ですとか、条項の構成の仕方、例えば今2つに分かれている条項を1つにした方がわかりやすいなど、技術的な助言や法令的な書き方によって、多少変わってくる部分はあるかと思えます。それについては、こちらに一任させていただければと思います。また、この後のスケジュールとして、規則は大臣認可が必要となっており、その際に文言の修正等がある場合があります。それらについては事務局にお任せいただければと思いますので、それを含めて答申いただければと思います。

平林会長 会長一任ということにさせていただかないと困ります。事務局で勝手にしてもらっては困るので、私に相談していただいて、私の方で判断して、もし大きな変更があれば緊急で会議を招集することもあります。事務局預かりというわけにはいかないということをお補足しておきます。

事務局 大変失礼いたしました。そのようにさせていただきます。ただ、方向性として、今後の水産庁や県情報公開・法務課とやり取りの中で出てくるのは、解釈が全く変わるというものではなく、先ほどお話しした通り文言の修正ですとか、条項を統合する等の視点になるかと思えます。いずれにせよ大きいもの、小さいもの含めて会長に相談させていただきますのでよろしくお願いいたします。

平林会長 そういう前提でお願いしたいということ。特にご質問、ご意見が無ければ、今の点を踏まえていただき、長野県漁業調整規則の改正について諮問の内容のとおり差し支えない旨答申することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

平林会長 では、文言について、軽微な修正等については、私の方で事務局と相談しながら決めていくということで、よろしくお願いいたします。では、議事の3つ目ですが、野尻湖における逸出魚の監視について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1（7～12ページ）及び資料2（43～48ページ）により説明

平林会長 ありがとうございます。調査結果、それからバスの小さいものが1尾捕獲されたということでその原因、そしてその対応について、目合いについては既に5mmに戻してもらいましたので良いと思いますが、このようなことがないように気を付けてもらうということです。私の方で補足説明となりますが、資料2の43ページから平成23年度に目合いをなぜ5mmにしたかという根拠となる資料があります。46ページの一行目にありますが、当時は20mmという目合いの網を設置していたのですが、小さなバスがたくさん取れたものですから、その調査結果を受けて、長野県内水面漁場管理委員会としては、野尻湖漁協に対し、目合い5mmの逸出防止柵への交換及び逸出したバスの駆除を指導したということで、これを根拠として、5mmということで今まで来たところです。小さなものも今までは捕まっていなかったのですが、今回間違えて15mmのものをつけてしまったとのことで、この文書を根拠に5mmの網に交換してもらうことをお願いするということです。それを理解していただくために、この資料を付けてあります。以上、報告ということになります。何かご意見、ご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 説明の中で不足していた部分がありましたので、追加でご報告させていただきます。野尻湖漁協がステンレス製の装置への取り換えを行ったのはご説明した通りですが、調査時に装置の高さを測ったところ、50cmとなっております。野尻湖漁協の申請時には60cmとされており、高さが10cm低くなっております。漁協に確認しましたところ、もともと60cmでもかなり余裕があるものであるため、50cmにしてもオーバーフローすることはないという話を伺っております。今回、装置をステンレス製のものに変えた際に目合いを間違えたというところもありますので、事務局はじめ内水面漁場管理委員会に事前に相談、連絡いただきたいことは申し上げたところです。

平林会長 内水面漁場管理委員会として目合い、高さなど色々なことを想定しながら逸出しないようお願いしている形で、そこを変えることの無いようお願いもしていますが、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

藤森委員 平林会長が内水面漁場管理委員会のメンバーとなった時に、いつまでも野尻湖での再放流禁止の解除を続けていいのかという議論があったと思います。私としては、これは異常な状態であるから、ある時期が来たら、何らかの形で終息させるというのが良いのではないかと考えています。最初に解除した時に何らかの条件等があるのであれば、それを参考にしたいということと、3年毎の更新の際には、ただ単に更新するのではなく、いずれこのような異常な状況は無くなるとの方向性をもって話をするのか、野尻湖に対して未来永劫続けていいと言っていくのか、方向性はある程度、皆さんで検討する必要があると思っているので、会長の考えをお聞きしたいと思います。

平林会長 私は何度か申し上げていますし、富岡委員からもそのような意見は何度かいただいています。基本的に今すぐどうこうというのは難しいと思います。方向性としては、この状況は終息させていくような方向で行くのが良いと思っています。それは最初から申し上げていることでもあります。ただ、突然、次回から「認めない」というわけにはいかないと思います。漁協側の対応の仕方もあるでしょうし、漁協の方針をもっと別の方向にシフトしていかなければならないでしょうし、それに対して時間も必要となるので、

それを踏まえながら許可していなければならぬと思います。多分、私が述べたことは議事録に残っていると思いますが、そのような方向性で漁協にもお話をお伝えし、許可をするということで、前回も確か、そういうことで話しながら許可したと思います。ですから、次回の時にも、それからどんな形で漁協さんの方で転換を図られたのかというようなことを事務局でも情報収集をしてもらいながら、その中でそういったものを紹介していただき、「そのような形であれば次の次で」など、ある程度見当もついてくると思います。方向性をそろそろはっきりさせていくのがよいのかどうか、その辺りは難しいところではありますが、そのような形で終息させていくのが良いのかなと思います。やはり時間が必要ですから、配慮していただきながら、漁協さんにも理解してもらいながら進めていくようにと思っています。これは私の考えですが、また、そういうことについては皆さんのご意見を出していただきながら、進めていければいいと思っています。要は漁協さんにも情報をきちんと流しながら、漁協さんのご意見もこの場に出していただきながら進めていかなければならないということです。よろしいでしょうか。何か他にご意見、ご質問は、ありますでしょうか。これは報告ということですが、調査もあと二回あり、また委員会にご報告いただきますので、特になければ、終了とさせていただきます。それでは、議事その他についてですが、何かありますでしょうか。

竹原委員 事務局へのお願いですが、今回の資料については、色々な議事が一つの資料になっているので、非常に扱いにくくなっていました。可能ならば、以前のように議事毎にまとめていただけたらと思います。あちらこちらひっくり返す形になり、頭がついていかないう状態ですので恐れ入りますが、そのようにしていただけると助かります。

平林会長 資料についてはわかりやすい工夫をお願いします。写真についても、何の写真かわかるように説明するなど丁寧をお願いします。他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に無いようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございました。ご指摘いただいた、資料を分かりやすくする工夫ですとか、説明もわかりにくい部分もあったと思いますので、今後改善させていただきたいと思います。また、障がい者等に係る対応ですとか、施行日等の課題もいただいておりますので、それについては対応させていただいて、必要に応じて会長にもご相談させていただいた上で進めさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。次回ですが、第 236 回ということになりますけれども、11 月 12 日（木）に予定しております。また、その次、第 237 回につきましては、2 月 4 日（木）に予定しておりますので、ご出席についてよろしく願いいたします。以上をもちまして、第 235 回内水面漁場管理委員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印